

2024年度 滋賀県福祉系高校修学資金貸付事業募集要項

滋賀県内の介護人材育成、確保および定着を支援するため、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金の貸付を行います。貸付は無利子です。また、福祉系高校を卒業後、滋賀県内の施設等において介護等の業務に3年以上従事した場合貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者 次の①～③の要件を全て満たす方

①福祉系高校に在学し、卒業後、県内において介護等の業務（※1）に従事する意思のある方。

※1「6. 当然免除①」で示す事業を行う施設・事業所において介護職員その他主たる業務が介護であること

②次のいずれかに該当する方で、家庭状況等から修学資金の貸付が必要と認められる方。

ア. 学業成績等が優秀と認められる方

イ. 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる方

③他の実施主体から同様の修学資金の貸付を受けていない方

2. 貸付額	介護実習費	30,000 円以内
	修学準備金	30,000 円以内（入学時に限り）
	就職準備金	200,000 円以内（卒業年度に限り）（※2）
	国家試験受験対策費用	40,000 円以内（卒業年度に限り）（※3）

※2 既に福祉施設に就労し、資格取得後も同施設で継続して就労する場合は、就職準備金の対象とはなりません。ただし、資格取得後、他の福祉施設に就職する場合には、就職準備金の貸付の対象となりますので、貸付申請書にその旨を記載してください。

※3 当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思がある事が貸付の条件

3. 貸付期間 福祉系高校に在学する期間（正規の修学期間）

4. 貸付利子 無利子

5. 連帯保証人

- ・連帯保証人は、本事業による貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、原則として2名の連帯保証人が必要です。
- ・日本国内に居住しそれぞれ独立の生計を営む成年者であること。
- ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は法定代理人（未成年者の親権者・後見人など）であること。

6. 返還免除 次の①と②の両方を満たした場合、貸付金の返還を免除します。

- ① 福祉系高校を卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行い、下記の事業を行う施設および事業所において従事。

貸付対象となる再就職事業所種別（サービス種別）	
訪問介護・介護予防訪問介護	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）
第一号訪問事業を実施する事業所	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
通所介護・介護予防通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
第一号通所事業を実施する事業所	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設（介護医療院）

- ② 県内で継続して3年以上（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上）介護職員その他主たる業務が介護等の業務に常時従事（常時従事しない場合であって月15日以上に従事日数がある場合を含む。）した場合。

7. 申請に必要な書類

- (1) 福祉系高校修学資金貸付申請書
- (2) 同意書
- (3) 在学する福祉系高校の長の推薦書
- (4) 住民票記載事項証明書（申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (5) 申請者と生計を一にし、かつその生計を主として維持している者の前年の所得を証明する書類
※申請者が成年者の場合は、上記に加え、申請者の前年の所得を証明する書類
- (6) 他の奨学金等の借入がある場合は、借入状況が確認できる書類
- (7) 国家試験受験対策費用加算を申請する方は、介護福祉士国家試験受験誓約書
- (8) その他、滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類。

8. 申請方法

在学している福祉系高校を經由して申請すること。

※在学している福祉系高校へ2024年7月上旬頃に募集案内を行います。以後、福祉系高校から弊社への申請書類提出の締切は2024年9月30日（月）とします。

9. 「福祉系高校種別資金返還充当資金」（以下「返還充当資金」）への移行について

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、6. ①の施設および事業所以外の福祉分野の施設及び事業所（充当資金返還免除対象事業）に従事した場合、福祉系高校修学資金の返還に充てるために返還充当資金の貸し付けを受けて、「福祉系高校修学資金」から「返還充当資金」へ借り替えることができます。詳細は、返還充当資金募集要綱を参照。

10. その他

- (1) 審査のうえ貸付の可否を決定します。貸付可否の通知は福祉系高校を通して申請者に送付いたします。
- (2) 福祉系高校への修学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

【例】 生活福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

母子、父子寡婦福祉資金の修学に関する資金を借用中の者

市町等自治体が独自で実施している修学に関する資金を借用中の者

また、日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他養成施設等の奨学金等を活用している方は、県社協が真に必要と認める場合、この貸付を活用することができますので、申請希望の場合はお問い合わせください。

11. 問合せ先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 介護福祉士修学等資金担当

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

TEL : 077-567-3950 FAX : 077-566-3611

滋賀県かいご・ふくしのシゴト Web https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/kaigo_syugaku